

兵ト発第 54 号

公告第 540 号

## 公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の調整保険料率を 1000 分の 1.15 から 1000 分の 1.30 に  
変更し、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。但し、内訳は以下の表の通りである。

### 変更前

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	51.660/1,000	0.600/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.190/1,000	0.550/1,000	47.740/1,000
	合計	98.850/1,000	1.150/1,000	100.000/1,000
実施年月日		平成 30 年 3 月 1 日		

### 変更後

区分		一般保険料率	調整保険料率	合計
負担割合	事業主	51.610/1,000	0.650/1,000	52.260/1,000
	被保険者	47.090/1,000	0.650/1,000	47.740/1,000
	合計	98.700/1,000	1.300/1,000	100.000/1,000
実施年月日		平成 31 年 3 月 1 日		

平成 31 年 2 月 27 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理 事 長 瀧 川 博 司